

豊岡市教育委員会と国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定書

豊岡市教育委員会（以下「甲」という）と国立大学法人兵庫教育大学（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教員養成においてさらなる充実を図るために相互に連携協力し、地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力する。

- （1） 地域教育力向上に関すること
- （2） 人材育成に関すること
- （3） 兵庫教育大学における教育及び研究、豊岡市において企画実施する研修事業等に関すること
- （4） 両者の人的資源、知的資源等の活用に関すること
- （5） その他両者が協議して必要と認めること

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑に進めるため、甲と乙それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 本協定の事業実施に係る経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからの変更又は終了の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとする。その後の扱いも同様とする。

（協議）

第6条 本協定書に定めない事項または疑義が生じた場合には、甲と乙協議のうえ、これを決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月16日

甲 豊岡市教育委員会
教育長

嶋 公治

乙 国立大学法人兵庫教育大学
学 長

森 山 潤